

休日保育事業のご案内

日曜・祝日（12月29日から1月3日を除く）に保護者が仕事のためお子さんを家庭で保育できない場合、保護者に代わって保育します。

次の条件をいずれも満たすお子さんが対象です。

- ①市内の認定こども園（1号認定を除く）・保育園に在園していること。
- ②平日、認定こども園（1号認定を除く）・保育園に通っていることと同じ理由により、年間を通して休日においても家庭で保育する保護者がいないこと。
- ③年齢が満1歳から6歳までであること。

【実施場所】

□くるみ保育園

松葉町三丁目8の3

Tel 53-1528

□こじかこども園

植田町字一本木116の151

Tel 25-3165

※各施設、1日の定員は概ね20名です。

園の状況によってはご希望に添えないこともあります。



【保育内容】

保育時間：原則、午前8時から午後4時
※午前7時45分～午後6時までは要相談。

利用料：日額2,000円

（生活保護世帯、市民税非課税世帯は利用料無料）
※令和5年度より、兄弟姉妹で同一施設を同一日に利用する場合は、世帯あたり日額2,000円となります。

その他：給食はありません。

昼食・飲料の用意をお願いします。

おやつは施設にて用意します。

～利用方法～

①事前に利用登録が必要です。登録手続きは、利用する施設で行います。

利用を希望する月の前月10日までに手続きが必要です。

※登録については年度ごとです。翌年度も引き続き利用される場合は再度登録が必要です。

②月ごとに利用日の申請をします。利用を希望する月の前月10日までに「利用日申込書」を利用する施設に提出してください。

③祝日の利用料は無料です。また、日曜日に休日保育を利用し、代わりに在籍園を平日（その月内の月～土曜日）に欠席した場合も無料となります。

④利用料が発生した場合、納入通知書によりお近くの金融機関でお支払いしていただきます。納入通知書は、利用月終了後に郵送いたします。

☆問い合わせ先☆

くるみ保育園 （電話53-1528）

こじかこども園 （電話25-3165）

豊橋市役所 保育課（市役所東館2階 電話51-2324）